

令和7年度後発医薬品使用促進計画

(別添2 様式例)

策定年月日 令和7年5月1日

自治体名 (福祉事務所名)	周防大島町 (周防大島町福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (令和6年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			89.7%	80.0%	74.3%	5.7%
<現在の状況> 1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告に関する集計) ・ 医師、薬剤師の専門的な知見に基づく判断 ・ 薬局在庫の状況によるため ・ 院内処方で後発医薬品の在庫が不十分 ・ 被保護者からの同意が得られず、拒否出来ないため 2. 関係機関への説明の状況 ・ 関係機関への説明は行っていない。 (医師会、歯科医師会及び薬剤師会の各会長には説明済み)			<対応方針> ----- 被保護者への説明 ○ ケースワーカー訪問の際に被保護者へ後発医薬品の服用が原則であることを伝え、医師等から後発医薬品の服用を勧められた際には、断らないよう説明 ----- 関係機関への説明 ○ 生活保護制度における医療扶助の対応に際して、後発医薬品の普及促進について説明し、副作用等のやむを得ない状況を除き原則的な使用とするよう協力依頼を行う ----- 薬局における備蓄について ○ 特段なし (備蓄については、医療全体の取組として取り組まれているため) ----- その他 特段なし			
<使用促進が進んでいない原因> ○ 院内処方が多いため ○ 後発医薬品に対する抵抗感から使用促進が進まなかったため			<備考>			

※ 毎年度 80%達成を目指す。